明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一七）　二

○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一八）　三

〔省　令〕

○特許法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五三）　五

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二〇三）　六

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**二〇四）　三

○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一〇一七）　一五

○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一〇一八）　一六

○資源管理基本方針の一部を変更する告示（**同**一〇一九）　一七

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　三五

特殊法人等

日本消防検定協会型式適合検定の合格の決定の取消し関係　三五

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　三七

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一七号）（復興庁）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第五四号）の施行期日は、令和四年六月一七日とすることとした。

◇福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一八号）（復興庁）

一　福島復興再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　評価委員の任命等

評価委員は、必要の都度、内閣総理大臣が任命することとした。（第四七条関係）

2　機構が承継する国の権利及び義務

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が承継する国の権利及び義務は、㈠又は㈡に掲げる権利及び義務とすることとした。（第四八条関係）

㈠　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するものに関する権利及び義務とすることとした。

㈡　機構の業務に関し国が有する権利及び義務のうち㈠に掲げるもの以外のものであって、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が指定するものとすることとした。

3　機構の役員の欠格条項の対象とならない公務員

㈠　機構の役員の欠格条項の対象とならない教育公務員は、学校教育法の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、